

令和5年度 第1回 清瀬市国民健康保険運営協議会議事録（案）

開催日時：令和5年8月24日（木）午前10時より

開催場所：清瀬市役所 4階 研修室1・2

出席委員

公益代表：原 かずひろ、原田 ひろみ、斉藤 まさひろ、松本 潤

医療機関代表：大塚 健司、宮本 兼吾、阿久津 七光、岩崎 敬司

被保険者代表：木村 則男、尾崎 彰一郎、杉本 美恵、村野 和美

被用者保険代表：仁平 義和

欠席委員：柏原 達象、岩田 英明

理事者側等出席者

澁谷市長、瀬谷副市長、矢ヶ崎生涯健幸部長、大野保険年金課長、高橋徴収課長、西川健康推進課長（事務局として、神谷国保係長、國樹国保係主任）

1. 議題

（1）清瀬市国民健康保険運営協議会会長等の選任について

（2）令和4年度 清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

（3）令和5年度 清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

2. 報告

（1）令和4年度 特定健康診査及び特定保健指導実施報告

事務局

それでは、定刻となりましたので、令和5年度 第1回「清瀬市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。開会にあたりまして、澁谷市長からご挨拶を申し上げます。

市長

（挨拶）

事務局

（委員紹介）

（市長退席）

事務局

続きますので、会長・副会長の選任です。資料1をご覧ください。

国民健康保険法施行令第5条の規定により「公益を代表する委員のうちから選挙する」とこととされております。これまで、慣例によりまして、公益代表の委員より選出させていただき、本協議会に諮り、ご了承をいただく形で選挙させていただいておりました。

今回も、同様にさせていただき、会長には原委員、副会長には原田委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。これに、ご異議ございませんか。

（委員より異議なし）

事務局

ご異議ないようですので、会長には原委員、副会長には原田委員と決めます。それでは、改めて、会長・副会長より、ご挨拶、頂戴したいと存じます。

原委員（以下、会長）

ただいま、会長に選出いただきました原かずひろでございます。大切な国民健康保険事業が、先ほど市長のお話にもございましたけれども、持続可能なものにしていくために、皆様からご意見を頂戴するとともに、委員の皆様のご協力を賜りながら、円滑な議事運営に努めて参りたいと思いますので、皆様には大変お世話になります。何卒よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

事務局

副会長、お願いいたします。

原田委員

副会長を務めさせていただきます原田ひろみです。この会が皆様のご意見がしっかり反映されるように、会長を補佐していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。これ以降の議事進行は原会長にお願いさせていただきたいと思っておりますので、席の移動をお願いいたします。

会長

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

初めに、本日の議事録の署名委員の方を指名いたします。斉藤委員、松本委員にお願いいたします。

それでは、議題2、令和4年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出、決算についてです。初めに、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。それでは委員の皆様よりご質問、ご意見をお願いいたします。

委員

いくつか伺いたい。

令和4年度は税率改定があつて、均等割は据え置かれたが、所得割は引き上げられた。決算の繰越金額が194,783,000円になり、これだけの繰越になった要因について、被保険者が減っていることや、医療費が上がっていることなどの説明を受けたが、前年より繰越金が増えた理由について、もう少し説明いただきたい。

コロナ禍3年目だった令和4年度において、コロナの影響について分析できることは何かあるか見解があれば伺いたい。

資料3の15ページの国民健康保険税所得階層別税額階層表について、「所得なし」の区分で税額が20万円以下の方が1世帯で179,000円である。「所得なし」の区分のため、法定軽減を受けている世帯だと思うが、それでもこれだけの金額の税がかかってしまうというのは、世帯の人数が多いという理解でよいか。また、逆に一番右の600万円を超える世帯で税額が5万円以下の世帯が、

所得はありながら、これだけ税金が抑えられている理由は何なのか伺いたい。

今マイナ保険証のことでいろいろ議論になっているが決算書 49 ページにあるオンライン資格確認等システム運営というものが、どういうものなのか伺いたい。

決算書 57 ページの結核精神医療給付事業について 400 件近く件数が増えた要因について教えてほしい。

決算資料 58 ページの保健事業費で、不用額が大きかった要因を合わせて伺いたい。

最後に、子どもの均等割の減免について、市独自分がなくなってしまったのがとても残念だが、国に対象年齢を引き上げていくような要望が行われているのか、国との間でこういった方向性が示しているのか教えていただきたい。

事務局

いくつかご質問をいただきましたので、順にご説明申し上げます。

まず、税率改定をしたけれども税収はそれほど上がらず、繰り越しが 1 億 9,000 万あることについてのご質問につきまして、令和 4 年度におきましては、医療分として税率 0.36%、支援分について、0.06%の税率改定をいたしました。

先ほどご説明する中で、収入済額が 0.1%、約 100 万ほど増額をしたけれども、現年度の賦課については、前年度比較で 1,891 万、率で 1.4%、滞納繰越が逆に 1,787 万減少して、率でマイナス 23.7%ということで、現年度と滞納繰越を合わせた上で、税収が 100 万ほどの増となったとご説明をさせていただきました。

まず、滞納繰越が、不納欠損の処理を進めてきたことで、調定額が減り、滞納整理が進んだ結果、全体としての税収が少なくなってきたという状況です。併せて繰越の内容についてですが、1 億 9,300 万の内訳として、国や東京都への返還金が、そのうちの 5,893 万ほどあります。残りの 1 億 3,635 万円を一般会計へ繰り出すという考えです。

まず、国や都に対する返還金が生じた理由ですが、主に東京都からの普通交付金で実際の医療費にかかった費用をその全額を東京都で負担するものです。

当該年度の 2 月分をその年の 4 月に診療報酬を支払う関係で、概算で交付を受けているため、精算後の余剰分を東京都へ戻すという手続きになっております。その他に一般会計の繰り出しが生じた理由は、保険給付費が前年度と同規模で推移したことによりまして、歳出予算上の不用額が発生したことが主な理由です。

当初予算編成時に、歳入予算は歳出に対する国や東京都などの公費である特定財源と保険税を充当させて、その不足分について一般会計から基準外の繰り入れを行うことで収支を均衡させておりますので、歳出決算に対して余剰となる歳入額については、翌年度一般会計へ繰り出すと、そのような考えです。

次に、コロナによる影響についてです。令和 4 年度の医療給付費は、主にコロナの第 8 波、令和 4 年の 1 1 月から 2 月にかけて、流行した期間がありました。この期間で、前年同月の比較で、最大 3.61%の受診控えが起こっていました。最終的には令和 3 年度とほぼ同程度の水準となりましたが、コロナによる受診控えがあった、令和 2 年度より 6.53%の増という状況です。ちなみに令和 5 年度 of 状況ですけれども、4 月は、前年同月比でマイナス 3.76%でしたが、5 月には 0.05%の増と、同年程度での推移となっております。

続きまして、国保運協資料の 15 ページの 国民健康保険税の所得階層別の税額階層表の所得なしの方で、20 万以下の世帯の方で、17 万 9,000 円の賦課というところですが、これは所得なしの階層の方でも均等割の賦課がかかるため、このような税額になります。

逆に 600 万円超の所得階層につきまして、該当世帯が 8 世帯、税額 19 万というのは、課税上の考え方として世帯主の方に税額がかかることから、世帯主の方が国保に加入していない場合は、世帯主の所得に対して税額が賦課されるわけではなくて、扶養されている方々の所得に対して賦課がされると

いうことで、世帯全体の所得という考えで 600 万超の世帯があるという状況です。

決算資料の 49 ページのオンラインシステムにかかる経費については、マイナンバー保険証を運用する上でオンラインシステムを運用することに関して、それぞれの自治体ごとに定められている、費用負担の計上です。

続きまして、結核精神の医療給付の関係です。結核精神の医療給付費が、令和 3 年・4 年比較ですが、上昇傾向にあるということですが、ご指摘の通りでして、精神疾患の患者の方が増加をしまして、新規の患者件数として、令和 3 年度には 78 人いましたが、令和 4 年度には 100 人増加しています。

⑥の保健事業費の減少のことですが、健診の会場となる、健康センターが大規模改修でほぼ 1 年間使えなかったということと、先ほどコロナの第 8 波の期間というのが、年末の 11 月から年明けの 2 月末ぐらいまでの長期の期間でしたので、その期間に受診者の件数が落ちてきたと推測しています。

また、最後になりますけれども子ども均等割の件です。対象年齢の拡大については市長会を通じて、国民健康保険の課長会でも要望を継続しておりますが、このことに対する、東京都ないし国の方からの対応についての動向については、現時点では把握できておりません。

説明は以上になります。

委員

コロナ禍であったことから税率の改定が加入者の家庭にとっては大変なものだったと思う。税率改定について今後の見通しを伺いたい。

子どもの多い世帯にとって均等割が負担になっている。子ども減免の制度について対象年齢の拡大について引き続き国に要望を上げてほしい。また、清瀬市独自の減免制度を続けてほしい。

オンライン資格確認について、マイナ保険証の利用において資格確認ができなかったケースや、負担割合が誤っていたケースがあったと聞いている。その辺りの状況をもう少し伺いたい。

事務局

順次ご説明させていただきます。

まずコロナによるその影響のことですが、コロナの要因にかかわらず、窓口にお越しいただいたお客様に対して、その納付の方法については、適宜窓口対応の方でご相談を受けながら、無理のないような形で納めていただくという方法をご案内しております。

税率改定につきまして、財政健全化計画に基づき、平成 30 年度から 12 年かけて、繰り入れをしている約 6 億を縮減していくという計画です。計画上、今年度、税率改定を検討いただきまして、その上で、令和 6 年度の改定をするか否をご議論いただくことと、考えておりますので、それは、今年度、運営協議会の議題としてお諮りして、ご検討いただきたいと考えております。

子ども均等割減免の市独自の減免の件ですが、東京都の指導の中で、市独自の減免については、基準外の繰り入れとして、その赤字繰入の原因となり、不適切な会計運営だという指摘を昨年度いただいています。併せて、法定減免が制度化されたことにより、市の考えとしては、基準外の繰り入れをこれ以上継続することはできないものと考えています。

マイナンバー保険証に伴うトラブルについて、一部報道で、認証されないですとか負担割合が違うといったトラブルが起きていることを、私達も存じております。国の方針としてそうした場合に、一時的に 3 割負担で処理をした後、事後処理として保険者の方から還付をするというような方針が示されておりますので、万が一そういうことがあった場合はそれを後日還付する手続きを進めていきたいと考えております。以上です。

委員

税率改定について実質賃金は下がり続けて物価高騰で大変な状況ですので、国保の加入者の生活状

況がどうかということをしっかり見ながら、検討しなければいけないことを要望したい。

子どもの均等割減免についての説明いただいた内容は、これまでも聞いてきていることなのだが、子どもの均等割減免の費用は削減すべき赤字繰入の中には入らないという理解でよいか。

マイナンバーのトラブルについて、医療機関側から市に負担割合を電話で問い合わせる回答をもらうことは可能なのか。

事務局

税率改定について、ご意見いただいた通りで、過度な負担にならないような形で、複数のパターンを踏まえてご議論いただきたいと考えております。

子ども減免につきまして、一般会計からの繰入金は基準内・基準外という考えがあり、国が言うのはその基準外の繰入金をゼロにするという考え方です。市独自の子どもの均等割減免についてはその基準外に入ります。委員がおっしゃる通り、決算補填の目的ではない基準外繰り入れという位置付けで実施していました。

マイナンバー保険証のトラブルの件ですが、直接、医療機関から清瀬市の国保被保険者の方の診療に関して負担割合の疑義があった場合は、電話でお問い合わせいただいた場合はシステムの照合した上で、適宜対応しております。以上です。

会長

他に質問はございませんか。他にご意見はよろしいでしょうか。

委員

税率改定もあった、限度額の引き上げもあったため決算については反対だ。

会長

それでは他にないようでしたら、終結したいと思います。

それでは議題2の令和4年度の清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、賛成する方は挙手をお願いいたします。

(賛成者多数)

会長

賛成者多数。よって令和4年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、本協議会として了承することといたします。

続きまして、議題の3に移らせていただきます。令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号案についてです。それでは事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(説明)

会長

説明が終わりました。質問等はございませんでしょうか。

委員

余剰金は一般会計に戻すのではなく基金に積み立ててほしい。感染症対策などに使用するなど国保会計で使用するべきだ。

事務局

まず、保険給付費、医療給付費につきましては、東京都の方から、その同額が交付金として支給されるものです。

国や都の交付金以外に、市税を充当順としては、先に充当させて、それでも足りないものを一般会計からの繰り入れという形で充当しております。歳入歳出の余剰分については、一般会計から繰り入れをさせていただいたものになりますので、市の考えとしましては、一般会計の方に繰り出しをさせていただくという考えです。

委員

協会けんぽや一般的なほかの社会保険と比べて事業主負担がないことから、清瀬市が行政として負担すべき。全額とは言わないが、これだけの金額を一般会計に戻してしまうことは反対だ。補正予算としても反対である。

会長

他に意見はよろしいでしょうか。特にないようでしたら、これで終結させていただきたいと思えます。議題の3、令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号（案）について賛成する方の挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。賛成者多数。よって、議題4、令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号案について、本協議会として了承することといたします。

続きまして、報告事項、令和4年度、特定健康診査及び特定保健指導実施報告についてです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。質問などございませんか。

委員

毎年、特定健診、それから保健指導をこういった中身でやっていますということで、報告をしていただき大変ありがたいと思っているが、もう一つ突っ込んだ分析をしてほしい。今後どういった問題点があるのか。それぞれの施策の中でこういった内容が顕著だとか。機会があれば年に1回ぐらい出してもらおうと、皆さんに分かりやすいのではないかと。

次に、柔道整復師の療養費について、長い間同じ傷病で受診している方がいるかなど、どのように確認をしているか。清瀬市としてどのぐらいの件数があるのか。

事務局

柔道整復師の療養費については、国保連に審査を委託しています。頻回ですとか、重複といったことについて抽出していただきまして、それを基に、市の方で内容の方の確認をして、該当される方の照会をするといったことは実施しております。件数については今、手元に数字はないので把握するように努めたいと思えます。

事務局

特定健診・特定保健指導の今後の展開についてお答えしたいと思います。

実際のところ、特定健診については50%弱、保健指導については2割弱というような状況なので、実施率を引き上げていきたいと考えているところです。

国保連の方でも特定健診・保健指導の受診率を今後上げていきたいと考えていまして、様々な研修会を開催していただいています。他自治体の好事例を紹介していただいているので、そういったところを積極的に市としても参加しながら、実施していきたいと考えております。現時点では特定健診については、勧奨はがきを出して、参加をお願いしています。

特定保健指導に関しては電話勧奨をして、ようやく話に乗ってくれるという方々がほとんどでして、実際には受けてもらえない理由もあり、なかなか強制することもできません。とはいえ、電話勧奨しないことには、数字はなかなか上がってこないのので、委託業者も活用しながら、電話勧奨を行うようにしております。

あとはKDBシステムという国保データベースシステムがあります。健診項目から健康状態を統計的に処理することができますので、こういったものも活用しながら、どこを重点的にやっていけばいいかなど、今後も研究していきたいと考えております。

委員

重症化予防の勧奨を行って受診に繋がった方はどれだけいるのか、糖尿病性腎症のプログラムの対象になった方がどれだけいるのか、重複頻回受診について対象になった方がどれだけいるのか。

事務局

受診勧奨を送った1,923通から受診に繋がった人数については、レセプトを確認しなければならないことから受診件数を追いかけていない状態です。ただ、やはり今後は勧奨通知を送ったことによる効果としてどれだけ医療に繋がったかは、必要な作業と思いますので、今後も検討していきたいと思っております。

糖尿病性腎症の実施者は10名。このプログラムはレセプト分析した中で対象者が95名おりました。この95名の方々に電話させていただいて、医療に繋がった方が10名です。

重複頻回受診につきましてはレセプト分析した上で、対象者は35人おまして、その中で3人が実施となりました。

委員

答えていただいた10名と3名の実施者は特定保健指導と人数が重なっているのか。

また、糖尿病性腎症の対象者は病院を受診している人にも行っているのか。

事務局

特定保健指導と、重複頻回・糖尿病性腎症の対象者の人数は重複していないと認識しております。

特定保健指導は特定健診の結果を受けて指導した人数で、それを除いた上で、糖尿病性腎症重症化の対象者をピックアップしています

現在通院している人に対してさらにそこを勧奨するのかどうかというところは難しい状態です。本来であれば、糖尿病性腎症に関して言えば、ほぼ毎月ぐらい通院して、数値を押さえていただきたいのですが、実際には2ヶ月に1回だとか、そういった回数が少ない方もいらっしゃるが、医療費もかかってしまうので、無理に勧めるのは難しいかなと思っています。

会長

それでは特にならなければ、こちらは報告事項ですので、以上で終結とさせていただきます。続きまして事務局から報告事項等はございますか。

事務局

本日ご審査いただきました。議題の2、令和4年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、議題3、令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、来月9月の議会に上程をさせていただきます。

また、今年度は第3期データヘルス計画の策定の時期です。また、先ほどお話ありました財政健全化計画に基づく税率改定の検討などの予定もあります。

次回の開催は、改めてご案内をさせていただきますが、11月ごろを予定しておりますので、ぜひご出席いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上の会議の顛末を記載し、その正確なことを証する為ここに捺印する。

会長 原 かずひろ 印

委員 斉藤 まさひろ 印

委員 松本 潤 印